

Title	江戸材木仲買仲間記録 ( 社会経済史資料紹介 )
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1946
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.39, No.2 (1946. 8) ,p.154(36)- 167(49)
JaLC DOI	10.14991/001.19460800-0036
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19460800-0036">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19460800-0036</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 江戸材木仲買仲間記録

(社會經濟史資料紹介)

野村兼太郎

江戸時代の商人が仲間組合を作つてゐたことは周知のことであるが、その仲間組合がどの程度の權威をもつてゐたものか甚だ明かでない。それらが何ら確乎たる強制加入權をもつてゐなかつたことについては、すでに他の例に依つて紹介したことがある。(拙著「徳川封建社會の研究」昭和十六年版四三二頁以下)。問屋株仲間においてさうであるやうに、仲買商仲間においても同様である。しかしそれだからといって、彼らの獨占排他性をあまり低く評價することは出来ない。それらの仲間組合は確かに單なる同業組合的性格を多分にもつてゐる。彼らの組合は親睦のために、所謂仲間附合ひのために多くの努力をなしてゐる。しかし當時の封建的社會にあつて、この附合ひから離れてゐることは、社會的にも、經濟的にも頗る不便であつた。否單に不便であるに止まらず、時にはその商賣の存立をさへ困難にすることがある。故に組合の特權と

して權威づけられたものを有してゐない場合でも、その獨占排他的な力は相當大であつたとみななければならぬ。ただそれが大きな資本的勢力に依つては容易に打破されるのが常であつた。例へば江戸太物問屋組合の如きがそれである。(紺野浦二「大傳馬町・附仕入帳」及び前掲拙著四六〇頁以下)。

今ここに紹介しようとする資料は江戸の材木仲間組合の一つである本所一つ目組合の記録である。當時江戸の材木仲買の組合は五ヶ所・七ヶ所・九ヶ所の三つの大きなグループに分かれてゐたやうである。本所一つ目組といふのは九ヶ所組合に屬するものである。九ヶ所といふのは、本所一つ目・同二つ目・同三つ目・米澤町・本郷元町・聖堂下・元番所・元木場・淺草新川の九つである。今の本所・深川・淺草・本郷及び日本橋の一部を含むものである。一つ目組の仲間數は他に比して少なくその記録も必ずしも材木仲買商全體に互つてゐない。その點においてこの資料だけでは全體を考察するには不十分である。

本書の原本には「材木問屋帳」といふ表題になつてゐるが、嚴密にいへば前述の如く材木仲買業者の記録である。表題は後人の記入したものと考へられるが、上下二冊の下巻の方に當時の筆跡と思はれるもので矢張り材木問屋帳と記してゐるから、あるひは當時仲買業者自身問屋といつたことがあるのかも知れない。しかしここでは問屋と仲買とは嚴格に區別して以下記述することとする。上巻は表紙・裏表紙を除いて百五枚、安永元年末から寛政三年初に至る記録で、下巻は同じく七十三枚、寛政三年から安政二年に至る。この帳面は月行事に當つた者が、その記録する必要ありと思つた事柄を隨時に記したものであるから、人に依つて繁簡の差も甚だしく、脱落したり、怠けて書かなかつたり、後から纏めて書いた

りしてゐる。従つて記録の精確といふ點からいふと資料として面白くない。しかし問屋と仲買、株仲間の制裁など多くの點で参考になる資料をもつてゐる。以下先づこの仲買仲間の構成についてこの資料を通じて知り得た點を紹介しよう。

二

材木仲買組合の設立はこの記録の始まる明和九年、即ち安永元年よりずっと以前に出来てゐたらしいが、この記録では解らない。又仲間全體の規定も解らない。しかし各小組合は毎月一回會合し、さらに年二回春秋に九ヶ所合同の寄合を開く。恐らく他の五ヶ所・七ヶ所の組合においても同様であつたらう。小組合の方は月行事で二名宛毎月交替で勤める。合同の組合は年行事で、各組合が一ヶ年交替で勤めることになつてゐる。當番に當つた年月事は前任者から、大書壹冊、連判帳壹冊、書上寫小帳貳冊、年番之節扣小帳、五ヶ目書物貳通、小書物貳通入りの行事箱を受取り、事務引継ぎをする。五ヶ所・七ヶ所・九ヶ所の三組の間には最初は特に會合を他のことはなく、單に共通の重要事件でもあれば、各年行事が連絡をして相談したやうである。例へば寛政四年十月十三日のところに、

「一先達而問屋取廻り取究之儀ニ付、五ヶ所組新材木町御行事衆江申入候所、組合一同承知ニ而、當廿二日麴町組五ヶ所組・神田材木町七ヶ所組・九ヶ所組一躰ニ寄合仕、此已後共ニ何事ニ而も御相談之儀へ御互ニ相洩し申間敷候様決著仕候」

とあるが如きである。この全組合の元締となつた者を大行事と稱した。しかしこれでは不十分であつたとみえ、段々合同

年會を開催するやうになつた。寛政五年の條に、

「一先年々七ヶ所・九ヶ所一統ニ相成、五に申合致候而、兩度參會之儀も、三月十日・八月廿日、七ヶ所ニ而ハ淺草馬道ノ茶屋、九ヶ所ニ而ハ淺草駒形町駿河屋善藏方ニテ參會致來り、其節ハ七ヶ所組合九ヶ所參會ト書付出候、七ヶ所ニ而も右之通九ヶ所合七ヶ所參會ト書付出候、五ニ申合候所、此度五ヶ所も一同ニ相成、五ニ掛合事有之候故、遠方ニ而ハ相成不申候ニ付、何レ茂兩國ニ相成、九ヶ所茶屋へ是ヨリ柏屋吉五郎方ニ相極メ申候

右大參會定日、春ハ正月廿六日、秋ハ七月廿六日

右之通ニ御座候、以上」

とある。文面あまり明瞭ではないが、全組合員を一堂に會することは不可能なので、各組合が同日に開催し、他の組合からは代表者だけが參會する。即ち七ヶ所組合九ヶ所參會といふのは、九ヶ所の會合へ七ヶ所の代表者も參加する會合であるといふ意味であらう。従つて相互の會場があまり隔つてゐるでは、代表者がその組合の者と相談するのに不便であるので、何れも兩國に開くことになつたのであらう。従つてこれは各合同組合の年會と別に開催したのではなく、各年會を同日に開き、他の組合の代表者を出席せしめたに過ぎないのであらう。

これら會合の諸費用、その他の經費は何れも實費計算で、豫め組合費を徴集するといふことはない。その經費制宛は從來ヶ所割、即ち總費用を二十一ヶ所に均分する方法が採用されてゐた。従つて九ヶ所組は二十一分の九を負擔し、各組はその九分の一を負擔することになる。しかしこれでは組合員の少い組合は負擔が過重になる。そこで文政元年七月以降、



大參會の費用は人別割となつた。このことから九ヶ所組合内に分裂を生じた。即ち人数の少い組合は九ヶ所組合の費用も人別割にすべしといひ、人数の多い組合では従来通りヶ所割にすべしといふのである。結局文政九年正月十七日に次ぎのやうな解決策を採つた。

一 爲取替申一札之事

一當組九ヶ所之義者古來申合、淺草駒形邊茶屋ニ而二月・八月兩度之大參會致し、七ヶ所組と萬端申合、賣買向相談等仕、諸入用割合者九ヶ所ニ割、且又問屋素人賣取締之義等數年來仕來候、然ル處二十四ヶ年以前、寛政五年正月廿日、七・九相談之上、五ヶ所組大行事と一統申合候趣ニ付、參會茂五ヶ所同様、正月廿六日・七月廿六日致候得共、割合之義者先規之通りヶ所割ニ付、茶屋者兩國尾上町柏屋吉五郎方ニ而仕來候、尤大行事を相懸り候入用割合之義もヶ所割ニ候處、去ル文政元寅年七月の八人別割ニ相成候ニ付、九ヶ所之内入用割合茂、同年七月中立候年番ニ而參會之節、相談之上是又人別割ニ一旦取極候處、其砌元木場組不承知ニ而、新川組取扱ニ立入候得共、熟談不致、依而元木場組・新川組者其後何事之相談ニも缺席被致、三ツ目組者外懸合等之事ニ而欠席ニ相成、九ヶ所内熟不致候ニ付、七ヶ所組之衆御世話ニ相成、同四巳年正月申中、以來大行事を相懸り候入用割合之義者人別割、九ヶ所内入用之義者ヶ所割等取極、和談致、其段大帳江茂記シ置候得共、兎角小人数之組多人數之組と同様、ヶ所割ニ而者不同之趣ヲ以、既ニ去ル申年中壹ツ目組、貳ツ目組兩組の八人別割一途ニ致吳候様、年番へ被申込候得共、相談取極兼、其砌何事之相談ニも右兩組欠席ニ而不熟ニ付、此度相改双方對談之上、勝手ヲ以、左之通取極申候事」

以上がこれまでの紛擾の經過である。一見多人數組の方が理不盡のやうにみえるが、他方組合員の出入が始終あり、その度に届出、計算割替等の面倒もあつたのであらう。かつ何といつても多人數組の方が有力でもあつたのであらう。

「一九ヶ所之内、六ヶ所組・三ヶ所組と相成、六ヶ所之方年番之節者一ヶ年二ヶ組ニ而相勤メ、三ヶ所之方者半年一ト組ニ而相勤、書面之通り順達可致候事」

三ヶ所は深川元木場組・本所三ツ目組・淺草新川組の三組である。

「一二季參會之義者年番ニ當リ候行事、存知寄ヲ以茶屋取極メ御通達可申候、尤正月・七月共ニ廿六日定日(之)事但シ三ヶ所之方年番ニ而參會之節者三ヶ所計リ出席致、六ヶ所之方者次年番當リ候組計當日□□行事三人出席、行事箱受取可申事」

従つて費用分擔は各行事に當つた組の方でそれぞれに人別割なり、ヶ所割にする。

「二年番諸入用之義、三ヶ所之方年番之節者、三ヶ所限り出銀持切、六ヶ所江者一切(不)相懸ケ、六ヶ所年番之節も三ヶ所へハ不相懸ケ、同様取計へ可申事」

かうした妥協策を以つて何時まで續いたかは不明である。九ヶ所組の大參會費といふのは大體壹兩前後である。寛政五年の秋の大參會入用だけなら金三分と銀三匁七分、その他入費を入れても金壹兩貳朱と銀三匁七分、錢貳百四十文である。寛政七年の秋の分は金貳分と銀拾四匁九分、その他の費用を合して、金壹兩と銀拾匁七分である。

組合の結束は鞏固のやうではあるが、各組が利害相反することがある時には、直ぐ脱退する傾向がある。少くとも脱退

を以て威脅する。所謂多數決を以つて事を決するといふ習慣がなく、少數者が我意を通すことが多かつたやうである。この記録の屬する一つ目組合も明和九年の目黒行人坂の大火前、組合を脱出してゐたことがあつた。

「元來壹つ目儀も九ヶ所にて有之候所、其以後少し之事にて仲間われに相成、壹ツ目之儀へ九ヶ所(と)相別、壹ヶ所相立罷居候、明和九年辰ノ年大火後、諸木高直ニ附、御公儀様御吟味之節、本所仲買不殘、併ニ銘々御懸り之名主方共ニ相集り寄合之砌、右名主方仲ニ御入被成候而、元來之通り八ヶ所江加入致、又々元の九ヶ所と相成候」

かうした仲間われはしばしば起つたが、全體の組合から離れてゐることは相互にとつて不便なので結局妥協するのが落であつた。このことは個々の組合員と各組との關係に置いてみられたやうである。各個人は原則として最寄の組に加入することになつてゐるが、もしそれを好まないならば、他の組に加入してもよく、必ずしも地域別に強制されることはなかつたやうである。この證據は手代組に關聯して起つた事件の記録のうちにある。序でにここに手代組について記して置かう。

手代組は又若衆組ともいひ、一軒の獨立した主人でなく、所謂手代として商賣に従事してゐる者の組合である。恰もイギリスのギルドにおけるヨ・メンス・ギルドに似てゐるが、それほどの獨自性もなかつたやうである。不幸にしてこれに關する十分の記録が残つてゐないので、その性格はあまり明かになし得ない。大體組合員になる場合でも、一般の組合に登録される。例へば、

「一南茅場町組

榎木屋伊兵衛殿内  
手代久藏

右之者此度同町手代組江加入致候」

の如きである。かくして彼は手代として商取引をなすことが出来るのである。従つてこの手代組の諸費用も本組の負擔となるのである。この負擔が原因となつて一つの紛争さへ起つたことがある。即ち手代の多い組、少い組、全くゐない組がある。それらが手代組の經費をどういふ風に分擔するかといふ利害關係からであつた。

問題を元に歸して地域の違つた組合に加入することについて觀察してみよう。本所二つ目の謙田屋權兵衛・増田屋平六は三つ目組に屬してゐた。安永五年八月、二つ目組から苦情が出たが、容易に二つ目組へ加入しようとしなかつたが、「左様延引候はゞ、所之思召も御聞入不被成候御人にて御座候はゞ、何分問屋方江御觸書御出被成候て可然」といふ最後の手段に訴へられて、二つ目組に加入した。同じ頃葛西屋文治郎なる者が三つ目若衆組で商賣をしてゐた。然るに「家持にて手代組相成不申、申合ニ相成、」本組に加入するやう勸誘されたが、如何なる理由か三つ目組では一つ目組に加入させるやう申出た。葛西屋文治郎の住所が不明なので、地域主義に従つたのかどうか明かでないが結局二つ目組に加入してゐる。以上の例に従ふと大體所屬組合は地域最寄といふことになる。然るに安永八年三月に次ぎのやうな申合せが記されてゐる。

「一聖堂下津賀屋義助殿(と)申仁、佐久(間)町手代組ニ而右聖堂下へ三四年以前ニ見世被出候處、其節聖堂下御仲間中々被申候ニハ、七ヶ所・九ヶ所申合ニ候ハ、何方之組合ニ而モ新キ見世出シ候ハ、其もよりの加入致候様申合ニ候間、佐久間町手代仲間相除キ候而當組江加入被致候(と)、度々掛合之處、無其儀候、又々佐久間町組代地仲間之衆



中、聖堂下へ加入被致度由被致候ニ付、佐久間(町)江掛合候處、其儀へ御組合之思召ニ可有之と被申候故、罷歸り直三年番元江被仰聞、夫ニ付七ヶ所年番淺草材木町松屋善右衛門殿(に)右之掛合致候へハ、其儀へ商賣相成候へ、被差置候而モ不被苦儀ニ候様被申候、又ハ左様御座候へ、佐久間(町)御組合と不限、七ヶ所之御組合・九ヶ所しゆに、何れ成共加入被成度仁御座候ハ、加入致させ候而も不苦候哉と尋候へハ、少茂構無御座候間、隨加入可致と申候人御座候へ、御勝手次第ニ入可被成候、右之趣參會之砌九ヶ所御組合披露いたし候間、相印置候、以上」

この申合に従へば地域に構はず、商賣に差支へなければ、どの組合にても加入出来ることになる。要するにこの點については、何ら原則といふべきものもなく、その時の都合に従ひ、地域主義を主張したり、便宜主義を唱えたりしてゐたやうである。しかし實際問題として非常に遠隔の地の者が加入することは、その者にとつても、組合にとつても不都合であることはいふまでもない。

三

材木仲買組合の商賣躰について寛政二年二月十八日、町年寄喜多村役所から問合せのあつたのに對して、仲間相談の上九ヶ所組合から連名で次ぎのやうな答申書を差出してゐる。それに依れば材木仲買の商賣向の大様を知ることが出来る。

「書付を以申上候

一材木屋仲買九ヶ所組行夏共申上候、私共商賣躰御尋之儀ニ付左ニ申上候

一竹丸太角類ニ式

一板貫小割物類

一杉皮并屋根板山戸類

右之通賣買仕候」

彼らの商賣は仲買とはあるが、實際はこれらの商品を問屋から仕入、大工その他大口の消費者に販賣する役割をしてゐたのである。彼らは問屋が素人賣買をすることを特に氣にしてゐるが、そこにいふ素人といふのは、時には大工以外の一切の消費者を指すこともあり、又時にはこの素人といふ言葉は、問屋・仲買以外の者一切を指す場合もあつた。そこで今彼らの仲間規定をみると、寛政二年三月と翌三年のものが記されてゐる。最初に三年のものを掲げる。

「定

一御公儀様御法度之儀急度相守可申候、尤竹丸太相場書上之儀相勤可申候事

一七ヶ所・九ヶ所一統相談之上、古來より之仕法有之處、近來甚々未熟ニ相成候ニ付、別而此度仕法相改メ候事

一仲買名前を素人・職人江貸候而賣買爲致申間敷事」

所謂貸名代を禁じたものである。

「一所々出買之儀堅致申間敷候事」

問屋の手を経ずして山に出張して直買することを禁じたものである。次ぎも同じ性質のものである。

「一諸問屋之外直請荷物・素人荷物決り買取申間敷候事」

以上は仲買仲間の抜けがけを差しとめたものであるが、以下の四條は問屋に對する警戒方法を規定したものである。

「二諸問屋見勢先ニ而相互ニ而鉢相知レ不申仁出合候節、此上無遠慮名前聞糺可被申候、其節相互ニ猥リニ無之儀之儀故、腹立ケ間敷挨拶致候間候事」

一諸問屋方ニ而素人賣致候儀、自身兼手代ニ而モ見逃シニ致間敷候、其上七ヶ所・九ヶ所ニ體ニ評議之上、其問屋ニ而取引遠慮致候節、若心得違ニ而抜け買致候仁之有候ハ、相互ニ仲ケ間相除キ可申候事

一諸問屋未熟成儀有之、仲間一同取引遠慮致候節、其問屋當人仲ケ間内々も、七ヶ所・九ヶ所之内江種々佗申來候共、兩組年番懸合、仲ケ間一同評議之上、何レ共急度取計ひ可被下候、勿論其節問屋々兩組之内懸意成仁江如何様ニ相頼來候共、相互ニ兩組之内ニ而仲買人決り相立申間敷候事」

萬一仲裁がうまくいかない場合、仲間われになることを恐れたがためであらうが、用意周到である。

「三諸問屋方素人賣致候儀見届ケ候仁、早速問屋行事江相届ケ、兩組仲ケ間一同評議ニ相懸ケ可申候、尤見届ケ候仁より組合行事江相届ケ候上者、仲ケ間一同ニ引請、見届ケ之仁江苦勞ケ間敷儀相懸申間敷候事」

發見者が後の面倒を恐れて見遁すことのないやうに規定したものであらう。最後の一條は前述の貸名代の代りに、當人を仲間に入れることのないやうにしたものである。

「四大工・職人等仲ケ間加入之儀、堅爲致申間敷候事」

右之通急度相慎可申候、萬一被相背候仁有之候ハ、早速仲ケ間相除キ申候様相極メ置候ニ付、爲向後一同致連印置候以上」

この寛政二年について直ちに翌三年に又規定を設けた理由は解らない。が、恐らく九ヶ所仲間だけでより詳細の規定を必要としたのであらう。殆ど同様のことが規定されてゐるのであるが、前者よりもこまかく規定されてゐるから、敢て全文を採録することとする。

一 覺

一御公儀御法度急度相守可申候、并ニ竹丸太相場三度御書上急度相勤可申候事

一問屋買物之儀、前番後番ニ買取可申候事

一問屋拂方之儀、五節句限りニ相濟可申候事

一問屋方不作法被致賣買有之候ハ、問屋行賣衆江相届ケ急度吟味可致候事

一船賃之儀定リ掛リ之外、一切相拂申間舖候、尤格別之儀有之候得者、賣物高直ニ相成候間、彌増拂致間舖候

一組合之内素人江貸名代堅無用候事

一問屋ニテ素人賣被致候ヲ見届ケ候ハ、早速其問屋江相届ケ置、仲間ニテ詮議之上、年番元江相届相談可致候事

一諸問屋之外、山方ハ不及申ニ、縦下直成買物有之候共、問屋之外ニ而は決り買取申間館候事

一仲間内江新加入有之候ハ、私法之通り仲間金受取、其上右之條々決り相背不被申候旨相極メ、並ニ口木等ヲ相述、



組合私法通り之儀承知之上にて、年番元々觸流し相頼可申事

一右新加入之仁有之候へ、右之趣承知之印形大帳江取置可申候事

一九ヶ所組合年番相成り候節へ、仲間一同ニ申合、随分大切ニ相勤メ、次ノ御年番江相送り候迄、落度無之候様一同相心掛ケ一決可致候事

一仲間諸入用割合等出来候節、其時之行事江度々世話相掛ケ候仁へ、<sup>○</sup>仲間相除キ無斷年番江觸流シ差出シ可申候事  
右之條々仲間一同申合、急度相守可申候、以上

恐らく寛政三年の分は九ヶ所組だけの申合せと思はれるが、そこに私法といふ言葉があり、何か組合の法規があつたことを示してゐる。この記録中には載せられてゐないから、解らないが、加入金の如きも、その金額はそれに規定されてゐるのだらう。ギルドの場合のやうに高額の加入金を要求したことは、わが國の他の仲間組合と同様、恐らくなかつたのであらう。この記録にあらはれたところでも、毎年かなり多くの者が加入してゐる。もつとも他方相當数の脱退者があつて組合員の總數には甚だしい増減はなかつたやうである。脱退理由には不都合を働いて除名されたのも少しはあるが、大部分は「勝手につき」といふ曖昧な文句を使用してゐるが、商賣不如意で休業したと思はれる者が多い。材木商賣には榮枯盛衰の相當烈しいものがあつたやうに思はれる。

以上の二つの規定に依つても窺はれるやうに、仲間組合の最も關心するところとなつたのは、問屋が仲買を無視して素人に直賣することと、仲間が直接生産者と取引して問屋を無視することとである。いふまでもなく、この二つとも仲買商

の職能を無視することであるから、特に嚴重にこの點を取締らんとしたのは當然である。それならば實際にこれらの規定は守られてゐたであらうか。多くの法規と同様、この場合も問屋側も仲買側も何れも十分に遵守しなかつたが故に、うるさく規定せざるを得なかつたのである。寛政二年の「定」に、古來よりの仕法があつたのにも拘らず、近來甚だ未熟となつたといつてゐるやうに、年を追ふて違反者が多くなつたやうである。一方競争者が出現すると共に、他方仲間組合を擁護しようとする傾向もあり、それに依つて問屋との衝突、仲間われも生じた。さうしてゐるうちに、天保の株仲間廢止となり、さらに一轉して嘉永の株仲間再興となつた。これら問屋と仲買の問題等についてこの記録は幾多の資料を提供してゐる。それらの點については次ぎの機會に紹介することにしよう。

(昭和二十一年七月一日稿)